

【I-2 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療の推進-②】

## ② 特定集中治療室管理料等の見直し

### 第1 基本的な考え方

特定集中治療室管理料等について、以下の見直しを行う。

- ① 適切な集中治療を推進する観点から、重症患者の受入れ及び多様な医師の人員配置を考慮した評価体系に見直す。
- ② 特定集中治療室管理料について、高度急性期の入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度を見直し、また、入室時に SOFA スコアが一定以上である患者の割合を評価する観点から要件を見直すとともに、評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. SOFAスコアが一定以上の患者の割合を特定集中治療室の患者指標に導入し、評価を見直す。また、この患者指標及び専任の常勤医師の治療室内の勤務を要件としない区分を新設する。
2. 重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価を要件化については、Ⅱ-4-⑦を参照。
3. 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の項目及び該当基準について以下のとおり見直し、それに伴い施設基準における該当患者割合の基準についても見直す。
  - 「輸液ポンプの管理」の項目を削除する。
  - 重症度、医療・看護必要度の基準に該当する要件について、A得点が3点以上であることからA得点が2点以上であることに変更する。

改 定 案		現 行	
【特定集中治療室管理料】		【特定集中治療室管理料】	
1	特定集中治療室管理料 1	1	特定集中治療室管理料 1
イ	7日以内の期間 <u>14,406点</u>	イ	7日以内の期間 <u>14,211点</u>
ロ	8日以上期間 <u>12,828点</u>	ロ	8日以上期間 <u>12,633点</u>

<p>2 特定集中治療室管理料 2</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>14,406点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>12,828点</u></p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>14,406点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>13,028点</u></p> <p>3 特定集中治療室管理料 3</p> <p>イ 7日以内の期間 <u>9,890点</u></p> <p>ロ 8日以上60日以内の期間 <u>8,307点</u></p> <p>4 特定集中治療室管理料 4</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>9,890点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>8,307点</u></p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>9,890点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>8,507点</u></p> <p>5 特定集中治療室管理料 5</p> <p>イ <u>7日以内の期間</u> <u>8,890点</u></p> <p>ロ <u>8日以上60日以内の期間</u> <u>7,307点</u></p> <p>6 特定集中治療室管理料 6</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) <u>7日以内の期間</u> <u>8,890点</u></p> <p>(2) <u>8日以上60日以内の期間</u> <u>7,307点</u></p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療室管理料</p> <p>(1) <u>7日以内の期間</u> <u>8,890点</u></p> <p>(2) <u>8日以上60日以内の期間</u> <u>7,507点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分</p>	<p>2 特定集中治療室管理料 2</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>14,211点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>12,633点</u></p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>14,211点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>12,833点</u></p> <p>3 特定集中治療室管理料 3</p> <p>イ 7日以内の期間 <u>9,697点</u></p> <p>ロ 8日以上60日以内の期間 <u>8,118点</u></p> <p>4 特定集中治療室管理料 4</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>9,697点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>8,118点</u></p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 <u>9,697点</u></p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間 <u>8,318点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分</p>
--	--

(特定集中治療室管理料2、4及び6に限る。)に従い、14日(別に厚生労働大臣が定める状態の患者(特定集中治療室管理料2、4及び6に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。)にあっては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、急性血液浄化(腹膜透析を除く。)又は体外式心肺補助(ECMO)を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日)を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

[施設基準]

三 特定集中治療室管理料の施設基準等

(1) 特定集中治療室管理料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ 特定集中治療室管理料1の施設基準

⑥ 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を8割以上入院させる治療室であること。

⑦ 入室時に重症な患者の受入

(特定集中治療室管理料2及び4に限る。)に従い、14日(別に厚生労働大臣が定める状態の患者(特定集中治療室管理料2及び4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。)にあっては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、急性血液浄化(腹膜透析を除く。)又は体外式心肺補助(ECMO)を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日)を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

[施設基準]

三 特定集中治療室管理料の施設基準等

(1) 特定集中治療室管理料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ 特定集中治療室管理料1の施設基準

⑥ 次のいずれかに該当すること。

(一) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を8割以上入院させる治療室であること。

(二) 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を七割以上入院させる治療室であること。

(新設)

れにつき、十分な実績を有していること。

ロ (略)  
ハ 特定集中治療室管理料3の施設基準

④ 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を7割以上入院させる治療室であること。

⑤ 入室時に重症の患者の受入れにつき、相当の実績を有していること。

ニ (略)  
ホ 特定集中治療室管理料5の施設基準

① イの①、③及び④を満たすものであること。

② 当該保険医療機関内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

③ ハの③を満たすものであること。

④ 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を7割以上入院させる治療室であること。

⑤ 届出時点で、継続して3月以上、特定集中治療室管理料

ロ (略)

ハ 特定集中治療室管理料3の施設基準

④ 次のいずれかに該当すること。

(一) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を七割以上入院させる治療室であること。

(二) 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を八割以上入院させる治療室であること。

(新設)

ニ (略)

(新設)

1、2、3若しくは4又は救命救急入院料を算定していること。

へ 特定集中治療室管理料6の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

① ホを満たすものであること。

② 広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

1 特定集中治療室管理料1に関する施設基準

(1)～(9) (略)

(10) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で8割以上いること。

(中略)

(11) (略)

(削除)

(12) 直近12か月の間に新たに治療

(新設)

1 特定集中治療室管理料1に関する施設基準

(1)～(9) (略)

(10) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が、重症度、医療・看護必要度Ⅰの場合は8割以上、重症度、医療・看護必要度Ⅱの場合は7割以上いること。

(中略)

(11) (略)

(12) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、特定入院料の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式43を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは4月又は10月までに届け出ること。

(新設)

<p><u>室に入室する患者のうち、入室日のS O F Aスコア5以上の患者が10%以上であること。ただし、15歳未満の小児は対象から除くものであること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>特定集中治療室管理料3に関する施設基準</u>  (1)～(3) (略)  (4) <u>当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で7割以上いること。</u>  (中略)</p> <p>(5) <u>直近12か月の間に新たに治療室に入室する患者のうち、入室日のS O F Aスコア3以上の患者が10%以上であること。ただし、15歳未満の小児は対象から除くものであること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>特定集中治療室管理料5に関する施設基準</u>  (1) <u>専任の医師(宿日直を行っている専任の医師を含む)が常時、保険医療機関内に勤務していること。</u>  (2) <u>集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週20時間以上配置すること。なお、専任の常勤看護師を2名組み合わせることによ</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>特定集中治療室管理料3に関する施設基準</u>  (1)～(3) (略)  (4) <u>当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が、重症度、医療・看護必要度Ⅰの場合は7割以上、重症度、医療・看護必要度Ⅱの場合は6割以上いること。</u>  (中略)  (新設)</p> <p>4 (略)  (新設)</p>
--	---

り、当該治療室内に週20時間以上配置しても差し支えないが、当該2名の勤務が重複する時間帯については1名についてのみ計上すること。また、ここでいう「適切な研修」とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。

(3) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり20平方メートル以上であること。ただし、新生児用の特定集中治療室にあっては、1床当たり9平方メートル以上であること。

(4) 特定集中治療室管理料1の(5)から(9)まで、(11)及び(12)を満たすこと。

(5) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で7割以上いること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者（基本診療料の施設

<p><u>基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。）及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。なお、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」のB項目の患者の状況等については、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準に用いないが、当該評価票を用いて評価を行っていること。</u></p> <p>6 <u>特定集中治療室管理料6に関する施設基準</u></p> <p>(1) <u>特定集中治療室管理料5の施設基準を満たすほか、広範囲熱傷特定集中治療管理を行うにふさわしい治療室を有しており、当該治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり20平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

[経過措置]

- (1) 令和6年3月31日において現に特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3若しくは特定集中治療室管理料4又は救命救急入院料2若しくは4に係る届出を行っている治療室（特定集中治療室管理料5又は特定集中治療室6に係る届出を行う治療室を含む。）については、令和6年9月30日までの間に限り、第九の三の(1)のイの⑥、ロの①（イの⑥に限る。）、ハの④、ニの①（ハの④に限る。）、ホの④又はへの①（ホの④に限る）に該当するものとみなす。
- (2) 令和6年3月31日において現に救命救急入院料1又は救命救急入院料3に係る届出を行っている治療室については、令和6年9月30日までの間に限り、第九の三の(1)のホの④又はへの①（ホの④に限る）に該当するものとみなす。
- (3) 令和6年3月31日において現に特定集中治療室管理料1、特定集

中治療室管理料 2、特定集中治療室管理料 3 又は特定集中治療室管理料 4 に係る届出を行っている治療室については、令和 6 年 9 月 30 日までの間に限り、第九の三の(1)のイの⑦、ロの①（イの⑦に限る。）、ハの⑤又はニの①（ハの⑤に限る。）に該当するものとみなす。

- (4) 特定集中治療室管理料 5 又は 6 に係る届出を行う治療室については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週 20 時間以上配置する要件について、該当するものとみなす。

4. 治療室内に配置される専任の常勤医師は宿日直を行っていない医師であること及び保険医療機関内に配置される医師は宿日直を行っている医師を含むことを明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【特定集中治療室管理料】 [施設基準]</p> <p>1 特定集中治療室管理料 1 に関する施設基準</p> <p>(1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師を 2 名以上含むこと。<u>当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。</u>ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする</p>	<p>【特定集中治療室管理料】 [施設基準]</p> <p>1 特定集中治療室管理料 1 に関する施設基準</p> <p>(1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師を 2 名以上含むこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとするこ</p>

<p>ること。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定集中治療室管理料3に関する施設基準</p> <p>(1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。  <u>当該専任の医師は、宿日直を行う医師でないこと。</u>ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 特定集中治療室管理料5に関する施設基準</p> <p>(1) <u>専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む）が常時、保険医療機関内に勤務していること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>※ <u>救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料及び新生児治療回復室入院医療管理料についても同様</u></p>	<p>と。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定集中治療室管理料3に関する施設基準</p> <p>(1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。  ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略) (新設)</p>
--	---

5. 治療室内に専任の常勤医師が配置されない区分において、遠隔 ICU モニタリングにより特定集中治療室管理料1及び2の届出を行う施設から支援を受けることを評価する。

改 定 案	現 行
<p>【特定集中治療室管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1～6 (略)</p>	<p>【特定集中治療室管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1～6 (略)</p>

<p><u>7 特定集中治療室管理料5又は特定集中治療室管理料6を算定する保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものにおいて、特定集中治療室管理に係る専門的な医療機関として別に厚生労働大臣が定める保険医療機関と情報通信機器を用いて連携して特定集中治療室管理が行われた場合に、特定集中治療室遠隔支援加算として、980点を所定点数に加算する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>[施設基準]  三 特定集中治療室管理料の施設基準等  <u>(9) 特定集中治療室管理料の注7に規定する厚生労働大臣が定める施設基準</u>  <u>他の保険医療機関（(10)の基準を満たす保険医療機関に限る。）と情報通信機器を用いて連携して特定集中治療室管理を実施するための必要な体制が整備されていること。</u>  <u>(10) 特定集中治療室管理料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関</u>  <u>次のいずれにも該当する保険医療機関であること。</u>  イ <u>特定集中治療室管理料1又は特定集中治療室管理料2に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u>  ロ <u>特定集中治療室管理について情報通信機器を用いて支援を行うにつき十分な体制を有していること。</u></p>	<p>[施設基準]  三 特定集中治療室管理料の施設基準等  (新設)    (新設)</p>
<p><u>12 特定集中治療室管理料の「注7」に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算の施設基準</u></p>	<p>(新設)</p>

被支援側医療機関における施設基準を満たした上で、支援側医療機関の施設基準を満たす医療機関から入院患者についての常時モニタリングを受けるとともに助言を受けられる体制があること。

(1) 被支援側医療機関における施設基準

ア 特定集中治療室管理料5又は特定集中治療室管理料6の届出を行っていること。

イ 支援側医療機関から定期的に重症患者の治療に関する研修を受けていること。

ウ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、支援側による電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有している等関係学会の定める指針に従って支援を受ける体制を有していること。

(2) 支援側医療機関における施設基準

ア 特定集中治療室管理料1又は特定集中治療室管理料2の届出を行っていること。

イ 当該保険医療機関が支援する被支援側医療機関に、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域又は医療法第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域に所在する保険医療機関が含まれること。

ウ 特定集中治療の経験を5年以上有する医師又は集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以

上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が、被支援側医療機関の特定集中治療室における患者のモニタリングを常時行うこと。

エ 特定集中治療の経験を5年以上有する医師が、特定集中治療室内に勤務する専任の医師と別に配置されていること。

オ ウの職員数は、被支援側の治療室における入院患者数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。

カ 被支援側の医療機関に対して定期的に重症患者の治療に関する研修を行うこと。

キ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、被支援側医療機関の電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有する等関係学会の定める指針に従って支援を行う体制を有していること。

13・14 (略)

[経過措置]

特定集中治療室遠隔支援加算における支援側医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、施設基準のうち(2)イに該当するものとみなす。

10・11 (略)

[経過措置]